

令和7年1月24日
総務省政策統括官(恩給担当)

令和7年度の恩給改定について

令和7年度の恩給年額は、1.9%の引上げとなります。

本日、厚生労働省から、令和7年度の年金額改定（令和7年度の国民年金改定率）が公表されました。

これを踏まえ、恩給年額は、法律の規定に基づき、1.9%の引上げとなります。
各種恩給年額等については、別紙を御覧ください。

各 種 恩 給 年 額

恩給の種類		令和6年度額	令和7年度額	改 定 額
普通恩給の最低保障額		(円)	(円)	(円)
長期在職者※1		1,163,300	1,185,900	22,600
短期在職者※1	実在職年9年以上	872,400	889,400	17,000
	実在職年6年以上9年未満	697,900	711,500	13,600
	実在職年6年未満	583,700	595,100	11,400
普通扶助料の最低保障額				
長期在職者		813,400	829,200	15,800
短期在職者	実在職年9年以上	610,000	621,900	11,900
	実在職年6年以上9年未満	488,000	497,500	9,500
	実在職年6年未満	415,700	423,800	8,100
公務扶助料の最低保障額		1,863,000	1,899,300	36,300
増加非公死扶助料及び 特例扶助料の最低保障額		1,459,100	1,487,500	28,400
傷病者遺族特別年金				
傷病年金及び第1款症以上の特例傷病恩給からの転給		415,700	423,800	8,100
第2款症以下の特例傷病恩給からの転給		311,800	317,900	6,100
増加恩給	特別項症	第1項症の金額にその7/10 以内の金額を加えた額	第1項症の金額にその7/10 以内の金額を加えた額	
	第1項症	5,877,500	5,992,000	114,500
	第2項症	4,897,800	4,993,100	95,300
	第3項症	4,033,000	4,111,600	78,600
	第4項症	3,191,900	3,254,100	62,200
	第5項症	2,581,900	2,632,200	50,300
	第6項症	2,087,900	2,128,600	40,700
	第7項症	1,903,000	1,940,100	37,100
傷病年金	第1款症	1,731,500	1,765,200	33,700
	第2款症	1,388,500	1,415,500	27,000
	第3款症	1,118,400	1,140,200	21,800
	第4款症	986,900	1,006,200	19,300
特例傷病恩給	特別項症	第1項症の金額にその7/10 以内の金額を加えた額	第1項症の金額にその7/10 以内の金額を加えた額	
	第1項症	4,480,800	4,568,100	87,300
	第2項症	3,737,300	3,810,000	72,700
	第3項症	3,088,700	3,148,900	60,200
	第4項症	2,448,300	2,495,900	47,600
	第5項症	1,991,000	2,029,800	38,800
	第6項症	1,613,500	1,644,900	31,400
	第1款症	1,466,800	1,495,300	28,500
	第2款症	1,334,900	1,360,900	26,000
	第3款症	1,073,300	1,094,200	20,900
	第4款症	867,400	884,300	16,900
	第5款症	763,100	777,900	14,800

※1：長期在職者とは実在職年の年数が最短恩給年限以上の者を、短期在職者とは実在職年の年数が最短恩給年限未満の者を、それぞれ指す。

加 給 ・ 加 算 額

加給・加算の種類		令和6年度額	令和7年度額	改定額
特別加給	特別項症	277,300	282,700	5,400
	第1項症及び第2項症	215,700	219,900	4,200
扶養加給	妻	198,400	202,300	3,900
	妻以外の扶養家族2人目まで	73,900	75,400	1,500
	妻以外の3人目以降	37,000	37,700	700
	妻がいない場合の扶養家族1人目	135,600	138,200	2,600
扶養遺族加給	扶養遺族2人目まで	73,900	75,400	1,500
	扶養遺族3人目以降	37,000	37,700	700
寡婦加算※2	子1人を有する妻	156,400	159,400	3,000
	子2人以上を有する妻	273,900	279,100	5,200
	60歳以上の妻	156,000	159,000	3,000
遺族加算※2		156,000	159,000	3,000

※2：寡婦加算及び遺族加算の額は、法律の規定により厚生年金の寡婦加算と同額とされている。